

町民活動団体紹介 14

より良い地域づくりのため活動をしている団体を紹介합니다

団体名 特定非営利活動法人 縁人

◆活動内容

障がい者就労継続支援B型事業所として障がい者が一般就労できるよう支援しています。また利用者の工賃はぐぐーんと上がっています。障がい者を日本の原動力にしていまいます。

◆活動日

月曜～金曜日 10時～15時 送迎あり（土日祝日休業）

◆活動場所 野木町、小山市、古河市

◆会員数 10名

◆連絡先 原田 孝之 ☎090(4629)6636

◆ひとこと

県内の障がい者施設の平均工賃がとても低いため、工賃アップを目指しています。またコミュニケーションも大切に、笑いの絶えない施設です。施設では冷凍餃子、大福を販売しておりますので、ぜひ一度施設に遊びに来てください。利用者も大募集しております！見学はいつでもOK！

皆様のお越しをお待ちしております。

みなさんも楽しく、元気に町民活動に取り組んでみませんか。

ご興味のある方はボランティア支援センターきらり館まで、お気軽にお問い合わせください。

問ボランティア支援センターきらり館 ☎0280(23)1231



町民活動とは、営利を目的とせず、社会的な課題の解決に向けて町民が主体となって行う社会貢献活動のことです。

誰もが心豊かに暮らせる社会の実現を目指して 人権学習シリーズ17

問生活環境課 ☎(57)4132

◆ ◆ ◆ 女性の人権 ◆ ◆ ◆

近年、国では「男女共同参画社会基本法」、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」など、男女平等や女性の地位向上のための法律が整備され、女性の人権保障が大きく進展しました。

しかし、女性の権利に関する様々な法律が整備された現在でも、セクシュアル・ハラスメントやマタニティ・ハラスメント、ドメスティック・バイオレンス(DV)、ストーカー行為、さらには人身取引や性犯罪など、女性の人権に関する様々な問題が起きています。

また、依然として制度や慣行の中には「男は仕事 女は家庭」といった男女の役割を固定的に捉える意識や女性に対する差別的な取り扱いが根強く残っており、男女共同参画社会の実現における大きな障害のひとつとなっているだけでなく、個人の多様な生き方を制約する要因のひとつとなっています。

男女は社会を構成する対等なパートナーです。

男女がともに個性や能力を発揮し、自分らしくいきいきと暮らせる社会になるよう、関心と理解を深めていくことが重要です。